

## 市公共施設の対応について

令和2年5月25日に国の緊急事態宣言が解除され、国の基本的対処方針が改定されたことに伴い、公共施設（主な指定管理施設を含む）の開館、貸館についての対応を次のとおりとする。

- 1 適用期間 令和2年5月26日（火）から
- 2 共通事項 市公共施設については、次の要件を実施し、開館、貸館を行う。
  - (1) 「三つの密」を徹底的に避ける。

利用人数の目安は、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下、また、屋外であれば200人以下とし、人と人との距離を十分（1～2 m）に確保するものとする。また、必要に応じ、入場者の制限や誘導を行うものとする。
  - (2) 手指消毒液を設置する。
  - (3) 利用者に対しては、感染防止策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底及び発熱等の症状がみられる場合の利用の自粛など）の協力を要請する。
  - (4) その他、国の基本的対処方針により業種ごとに作成された「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、対策を講じるものとする。